休日（出勤扱・振替）証明書

平成　　年　　月　　日

山 形 労働局長　殿

所 在 地
事業主名
代 表 者　　印

◎ 受講明細

講習等 名称	
実 施 期 間	平成　　年　　月　　日（　　）～　平成　　年　　月　　日（　　）
主　　催	

上記講習について下記の者を受講させましたが、同講習期間に休日が含まれているため、この休日に係る講習に対して、以下のとおり取り扱ったことを証明します。

記

◎ 休日受講日の取扱

（各受講者についてどのように措置したのか、下記の措置内容を参照して記入してください）

受講者氏名	休日受講日	措置内容（いずれかを記入）	
		振替休日	割増賃金支払いの有無
	H　年　月　日（ ）	H　年　月　日（ ）	有 ・ 無
	H　年　月　日（ ）	H　年　月　日（ ）	有 ・ 無
	H　年　月　日（ ）	H　年　月　日（ ）	有 ・ 無
	H　年　月　日（ ）	H　年　月　日（ ）	有 ・ 無
	H　年　月　日（ ）	H　年　月　日（ ）	有 ・ 無

	措　置　内　容		申請書に添付する書類
1	振替休日	当該受講日に係る日の振替休日を与えた。	・振替休日の取得が確認できる出勤簿又はタイムカード等
2	割増賃金	当該受講日に係る日の振替休日は与えず、休日出勤として**割増賃金を支給した。** ※法定休日（週１日又は４週間４日の休日）は３割５分以上の割増賃金 ※法定外休日は**裏面参照**	・割増賃金の支払いが確認できる賃金台帳の写し ・現金払いの場合は領収書の写し ・割増賃金の算定の計算式を余白に記載
3	その他	当該受講に係る日について、上記１、２のいずれの措置も行わなかった。 経費助成・賃金助成ともに助成金は不支給となります。	

裏面

法定外休日の賃金の取扱いは以下を参考にしてください。

就業規則・賃金規定・雇用契約書等で法定外休日の労働に対して、２割５分以上の割増賃金を支払うことが規定されている。

はい

就業規則・賃金規定・雇用契約書等で規定されている２割５分以上の割増賃金を支払ってください。

いいえ

法定外休日の受講時間を含む１週間の労働時間は４０時間以内ですか。

はい

（事例１）

法定外休日の受講に対する賃金は割増し無しで支払い可。
具体的には所定労働時間７．５時間、法定外休日の受講時間７時間の場合

日	月	火	水（祝・休日）	木	金	土
休日	7.5	7.5	7	7.5	7.5	休日

１週間の労働時間は受講日である水曜日を含め３７時間であり、法定労働時間の４０時間以内であることから受講日の賃金は
１時間当たりの賃金×1.00×7 時間の賃金を支払えば良い。

いいえ

（事例２）

法定外休日の受講に対する賃金は、受講時間を含めた１週間の労働時間が４０時間を超えた時間は２割５分以上の割増賃金を支払わなければならない。具体的には所定労働時間７．５時間、法定外休日の受講時間７時間の場合

日	月	火	水	木	金	土（休日）
休日	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7

１週間の労働時間は受講日である土曜日を含め４４．５時間であり、法定労働時間の４０時間を４．５時間超えていることから受講日の賃金は
１時間当たりの賃金×1.00×2.5 時間と１時間当たりの賃金×1.25×4.5 時間の合計となる。